

## 住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準

令和2年3月30日

豊島区監査委員決定

### (趣旨)

第1条 この取扱基準は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項及び第8項に規定する住民監査請求における証拠の提出及び陳述に関し必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

### (証拠の提出)

第2条 法第242条第4項に規定する請求人（以下「請求人」という。）は、法第242条第7項の規定に基づき、監査委員に対して、住民監査請求の内容に関する証拠を書面で提出することができる。

2 前項の証拠の提出は、監査委員が指定する期日までに、持参又は郵送により行われなければならない。

### (請求人等の陳述)

第3条 監査委員は、住民監査請求を受理した場合には、法第242条第7項の規定に基づき、請求人の陳述の機会を設定し、その日時及び場所（陳述会場）等を請求人に通知する。

2 監査委員は、請求人から陳述を行わない旨の申し出を受けた場合には、陳述の聴取を行わないものとする。

3 陳述は、請求人又は請求人が指定した代理人（以下、両者をあわせて「請求人等」という。）が行うものとする。

4 前項の規定により代理人が陳述を行う場合には、請求人等は、陳述の前日までにその代理を証する書面を監査委員に提出しなければならない。

5 請求人が複数である場合又は法人その他の団体である場合には、監査委員は、陳述を行う者の人数を制限することができる。

6 請求人等の陳述は、提出された住民監査請求の要旨を補足し、又は新たに提出された証拠に関する内容に限るものとする。

7 請求人等は、陳述を行うにあたっては、監査委員の指示に従わなければならない。

8 請求人等の陳述時間は、概ね30分（陳述を行う者が複数の場合は、1時間を限度として監査委員が指定する時間）以内とする。

### (請求人等の陳述における関係職員等の立会い)

第4条 監査委員は、請求人等の陳述の聴取を行う場合において、法第242条第8項の規定に基づき、区長その他の執行機関又は職員（以下「関係職員等」という。）の立会いの必要があると認めるときは、その旨を関係職員等に通知する。

2 関係職員等は、請求人等の陳述に立ち会うにあたっては、監査委員の指示に従わなければならない。

3 監査委員は、第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認めるときは、関係職員等に対し立会いを制限し、又は立会いを認めず、若しくは陳述会場からの退場を命じることができる。

① 立会いを希望する者が多数で、全員の立会いが困難であるとき

② 関係職員等の立会いが、請求人等の陳述の円滑な実施の支障となるとき

### (関係職員等の陳述)

第5条 監査委員は、監査の実施において必要があると認めるときは、法第199条第8項の規定に基づき、関係職員等の陳述の聴取を行うことができる。

2 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行う場合には、その実施日時及び場所（陳述会場）等を定め、その旨を関係職員等に通知する。

3 関係職員等は、陳述を行うにあたっては、監査委員の指示に従わなければならない。

4 関係職員等の陳述時間は、概ね30分（陳述を行う者が複数の場合は、1時間を限度として監査委員が指定する時間）以内とする。

### (関係職員等の陳述における請求人等の立会い)

第6条 監査委員は、関係職員等の陳述の聴取を行う場合には、請求人等に立会いの機会を与えるものとする。

2 前項の場合において、監査委員は、その実施日時及び場所（陳述会場）等を請求人等に通知する。

3 請求人等は、関係職員等の陳述に立ち会うにあたっては、監査委員の指示に従わなければならない。

4 監査委員は、第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると認めるときは、請求人等に対し立会いを制限し、又は立会いを認めず、若しくは陳述会場からの退場を命じることができる。

① 立会いを希望する者が多数で、全員の立会いが困難であるとき

② 請求人等の立会いが、関係職員等の陳述の円滑な実施の支障となるとき

- ③ 請求人等の立会いを認めることにより、区の行政運営上支障が生じる等の事情があるとき

#### (陳述の中止)

第7条 監査委員は、陳述を行う者が監査委員の指示に従わない等、陳述の円滑な実施が困難であると認めるときは、陳述を中止することができる。

#### (陳述の公開)

第8条 陳述は原則として公開とし、傍聴を認めるものとする。ただし、監査委員は、陳述を公開で行うことに支障があると認める場合又は請求人等若しくは関係職員等からの非公開の希望がある場合、傍聴を認めず、非公開とすることができる。

- 2 傍聴人の定員は5名とする。ただし、監査委員が必要と認めるときは、傍聴人の定員を変更することができる。
- 3 傍聴希望者は、監査委員事務局の設置する傍聴人受付において、陳述開始予定時刻の30分前から10分前までに傍聴人受付簿に自己の住所及び氏名を記入することにより、傍聴申込手続をしなければならない。
- 4 監査委員は、前項に規定する傍聴申込手続を終えた傍聴希望者から先着順で傍聴人を決定する。ただし、監査委員が先着順によることが適当でないと認めるときは、他の方法により傍聴人を決定することができる。

#### (陳述会場への入場制限)

第9条 監査委員が次の各号のいずれかに該当すると認める者に対しては、陳述会場への入場を禁止する。

- ① 酒気を帯びている者
- ② 凶器等の人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- ③ プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適当な物を携帯している者
- ④ 鉢巻き、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用又は携帯している者
- ⑤ その他陳述の円滑な実施を妨げるおそれのある者

#### (陳述会場における遵守事項)

第10条 陳述会場において、傍聴人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと

- ② 私語、雑談、放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと
  - ③ みだりに所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと
  - ④ 携帯電話機等の通信機器類を持ち込んだ場合には、その電源を切ること
  - ⑤ 飲食又は喫煙をしないこと
  - ⑥ その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となる行為をしないこと
- 2 前項の規定は、請求人等の陳述における立会人及び関係職員等の陳述における立会人について準用する。

#### **(陳述会場からの退場)**

第11条 監査委員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、傍聴人に対して陳述会場からの退場を命じることができる。

- ① 傍聴人が前条の規定に違反したとき
- ② 請求人等又は関係職員等が陳述の傍聴を望まない相当の理由があるとき
- ③ 陳述の内容等から、傍聴を認めることが適切ではないとき

#### **(陳述会場における撮影及び録音等の制限)**

第12条 監査委員事務局職員が職務として行うものを除き、陳述会場における写真、ビデオ等の撮影、録画、録音及び中継を禁止する。ただし、あらかじめ監査委員の許可を得たときは、この限りではない。

#### **(その他)**

第13条 この取扱基準に定めのない事項及びこの取扱基準の定めによりがたい場合については、監査委員の合議により別途決定することができる。

附 則

この取扱基準は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和2年4月1日から施行する。